

第三次地域管理経営計画書

(伊那谷森林計画区)

計画期間	自	平成20年4月1日
	至	平成25年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	8
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	・・・	10
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	11
(5) その他必要な事項	・・・	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	13
(1) 巡視に関する事項	・・・	13
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	13
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	13
(4) その他必要な事項	・・・	15
3 林産物の供給に関する事項	・・・	15
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	15
(2) その他必要な事項	・・・	16
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	16
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	16
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	17
(3) その他必要な事項	・・・	17
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	17
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	17
(2) 分収林に関する事項	・・・	17
(3) その他必要な事項	・・・	18
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	19
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	19
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	19
(3) その他必要な事項	・・・	19

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年以降、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。

また、平成18年に策定された新たな「森林・林業基本計画」では、水を育み国土を守る森林を緑の社会資本と位置づけ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、多様で健全な森林の育成・整備、国産材の安定供給などを進めることとし、国有林野事業においては、保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存等と合わせ、民有林関係者との一層の連携の下、流域全体の視点に立った治山事業の効果的、効率的な実施、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、民有林からの供給が期待しにくい樹種等を含めた林産物の持続的、計画的な供給、研修等のフィールドの提供や技術者の派遣等の取組を推進することとした。

さらに地球温暖化防止の観点から平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10年対策」に基づき、間伐等を効果的、効率的に推進することが重要な課題となっているところである。

加えて、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等森林に対する国民の多様な要請を踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の展開が必要とされているところである。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の伊那谷森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、伊那谷森林計画区の岡谷、諏訪、茅野、伊那、駒ヶ根、飯田市及び諏訪、上伊那、下伊那郡内の国有林野70,607haである。

当該計画区は長野県の南東部で天竜川及び富士川の上流部に位置し、森林の現況は、天然林73%、人工林27%となっており、このうち人工林はカラマツが多く人工林面積の77%、次いでヒノキが18%となっている。

天竜川源流部の赤石山脈及び木曾山脈等の亜高山帯は、コメツガ、シラベ、カンバ等の天然生林となっており、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス県立自然公園、三峰川水系県立自然公園に指定されている。

当該計画区の森林は、下流部の生活用水等の重要な水源地帯であるとともに、大断層の「糸魚川－静岡構造線」と「中央構造線」の二大構造線が通るなど、複雑な地形、地質の条件から、水質保全や土砂の流出・崩壊の防備等の国土保全の役割が重要であり、国有林野面積の94%が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されている。

本計画区は、高速交通網の整備により利便性が図られ、また、優れた自然景観等に恵ま

れた北八ヶ岳自然休養林、八ヶ岳連峰、霧ヶ峰周辺、中央アルプス等の観光地及び森林を利用した森林浴等の保健休養の場、登山などの場所として、首都圏及び中京圏等から多くの人が訪れている。

このため、当該計画区内の国有林野の有する水源かん養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを第一とし、併せて地域に根差したヒノキ、カラマツ人工林の育成等、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行っていくこととする。

具体的には

- ① 国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の3つの機能類型に区分し、私有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

○ 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林

○ 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林

○ 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

- ② 森林の有する公益的機能の発揮のため、長伐期化、針広混交林化等多様な森林の整備を率先して推進することとする。

- ③ 地球温暖化防止に貢献するため、森林吸収源対策としての間伐等を着実に実施することとする。

- ④ 国有林材の安定供給システムや、作業路網の整備と高性能林業機械による低コスト・高効率作業システムへの取組により、木材の安定供給に努めることとする。

- ⑤ 流域の特性に応じた森林整備や木材の安定供給の推進等にあたっては、長野県や関係市町村等との情報交換、研修等のフィールドの提供等を積極的に行い、私有林との連携強化を図ることとする。

- ⑥ 開かれた「国民の森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の活用、ボランティア団体等と連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 横川地域（横川国有林）

当地域は、木曾山脈北端の経ヶ岳（2,296m）を中心とした3,595haの地域である。地形は全般に起伏が大きく、急峻長大な山腹斜面となっている。

（ア）唐沢、大滝沢流域及び黒沢上流部は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）三級の滝及び蛇石周辺は優れた景観を有することから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 東俣地域（東俣国有林）

当地域は、フォッサマグナ地帯にあって霧ヶ峰火山群に属する主峰鷲ヶ峰（1,797m）を中心とした1,669haの地域である。

地形は稜線部が起伏の小さい高原帯となっているが、この台地状の周縁部から山麓部にかけては、急傾斜面となっている。

（ア）東俣国有林入口周辺及び和田峠に至る国道142号線の周辺は、地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）観音沢と合倉沢が合流する東俣川周辺は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）国有林上部に位置するビーナスライン周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び第2種、第3種特別地域に指定され優れた自然景観を有すること、八島高原内の一部地域は国の天然記念物（霧ヶ峰湿原植物群落）に指定されていることから自然環境の保全機能や保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

（エ）その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 八ヶ岳地域（冷山、東嶽、編笠山、青ヤギ、鷹巣場、西嶽国有林）

当地域はフォッサマグナ地帯にあって、北部の蓼科山（2,350m）から最南部の編笠

山（2,524m）の間に標高2,000m以上の山峰が連なる6,603haの地域である。

八ヶ岳は、火山活動の新旧によって夏沢峠を境に北八ヶ岳と南八ヶ岳に二分される。北八ヶ岳に属する冷山国有林付近の山頂部は緩斜面をなすが、南八ヶ岳、権現岳一帯は峻峰をなし急峻地が多い。南端の西岳国有林は南八ヶ岳の裾野に形成された広い山麓緩斜面上に位置している。

(ア) 北八ヶ岳周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区、第2種、第3種特別地域に指定され、シラベ帯における我が国を代表する縞枯山の縞枯現象や、優れた景観から自然環境の保全機能や保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 南八ヶ岳周辺の東岳国有林の柳川上流一帯及び西岳・編笠山国有林中腹上部は地形地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 夏沢峠から赤岳、権現岳に至る稜線一帯は同上公園特別保護地区及び第1種特別地域に指定され、優れた景観から自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 富士見高原保健休養地に接する一帯は、引き続きレクリエーションの森として提供し、地域振興に寄与しつつ保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(オ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 金沢地域（金沢山国有林）

当地域は赤石山脈の最北端にあり、標高920～1,640mで、緩中傾斜地域が多い713haの地域である。

(ア) 国有林下部の沢沿いは、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

オ 黒河内地域（黒河内国有林）

当地域は赤石山脈の北部に位置し、入笠山（1,955m）から南の甲斐駒ヶ岳（2,966m）、仙丈岳（3,033m）、地藏岳（2,371m）を経てヤケガレノ頭を結ぶ稜線に囲まれた7,647haの地域である。

地形は全般に起伏が大きく急峻であり、一部、小黒川上流には緩やかな地形が見られる。

(ア) 小黒川流域の東谷右岸一帯及び塩沢、尾勝谷地区は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 白岩岳、鋸岳、双児岳、仙丈岳の稜線に囲まれた一帯は、石灰岩の露出、露岩地、岩壁が多く急峻で特異な地形をなし、また南アルプス国立公園特別保護地区及び第1～3種特別地域に指定されており、戸台川流域を含め自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 入笠山の南側斜面一帯は、山頂の優れた眺望、大阿原湿原の植物群、テイ沢の清流などがあり、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 浦地域（塩沢、浦国有林）

当地域は、仙丈岳（3,033m）から南の三峰岳（2,999m）を経て塩見岳（3,047m）、本谷山を経て葉沢（1,870m）を結ぶ稜線に囲まれ、地形は、全般に起伏が大きく急峻な山腹斜面で12,594haの地域である。

(ア) 塩沢国有林及び丸山谷、小瀬戸谷（上部）、東風巻谷（上部）、黒桧谷、荒川、巫女淵、抜沢（上部）、西風巻谷（上部）地区、薙沢流域は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 仙丈岳、三峰岳、塩見岳の一帯は、コメツガ・シラベ・アオモリトドマツ等の亜高山性樹種からハイマツ・クロユリ等の高山植物が分布しており、南アルプス国立公園特別保護地区及び第1～3種特別地域にも指定されている。また、巫女淵の一部は石灰岩の断崖と溪谷及びその谷間に生育する天然カラマツ・ヤツガタケトウヒ・ハリモミ等のおりなす特異な景勝をなしており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 手良沢山地域（手良沢山国有林）

当地域は守屋山（1,650m）、鉢伏山（1,455m）等が占める403haの地域である。全域が水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ク 中央アルプス地域（赤穂、黒川、中田切、大島山、飯島、上片桐国有林）

当地域は、将基頭（2,672m）を北端とし木曾山脈に沿って駒ヶ岳（2,956m）、空木岳（2,864m）を経て本高森山（1,890m）を南端とする稜線の東斜面に位置し、地形は、極めて急峻で荒廃地が多い9,788haの地域である。

（ア）大部分は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）将基頭から空木岳を経て越百山に至る稜線の急峻な地形一帯は、カール、断崖等の特異な地形をなし、中央アルプス駒ヶ岳のカールは長野県指定の史跡名勝天然記念物及び中央アルプス県立自然公園第1種、第2種特別地域に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮するため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ乗り口一帯は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ケ 四徳地域（四徳、中山国有林）

当地域は、小渋川の支流、四徳川と鹿塩川にはさまれた上・下伊那郡界の尾根に沿った脆弱な花崗岩地帯で、昭和36年の集中豪雨災害により崩壊が各所に発生した。地域面積は863haである。

その全域が地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

コ 大河原地域（大河原、塩川国有林）

当地域は中央構造線の外帯に属し、赤石山脈の本谷山（2,658m）から小河内岳（2,783m）を経て主峰赤石岳（3,120m）に至る稜線、赤石岳から西方にのびる支脈上の鬼面山（1,889m）を結ぶ稜線に囲まれ、地形は稜線部はゆるやかであるが、山腹は急峻であり荒廃地が多い8,309haの地域である。

（ア）大河原国有林の小渋川左岸の大部分は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）塩川国有林の稜線部及び大河原国有林の小渋川右岸は、石灰岩地帯特有のシダ群生地や亜高山帯から高山帯における特有の植生をなし、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 遠山地域（遠山本谷、須沢、池口、梶谷、木沢、程野山、押出、青崩、八重河内国有林）

当地域は、赤石山脈の南部で中央構造線の外帯に属し、赤石山脈の大沢岳(2,819m)から西の尾高山(2,212m)を経て鬼面山(1,299m)に至る稜線と、大沢岳から聖岳(3,012m)を経て赤石山脈南端の光岳(2,591m)、光岳から南西の支脈上の熊伏山(1,653m)に至る稜線に囲まれた13,868haの地域である。

地形は、深い溪谷を刻み、長大な斜面を形成し、破碎帯や断層が多く脆弱な地質となっている。

(ア) 地域の大部分は、地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 大沢岳、聖岳、光岳の稜線部一帯及び北又沢の一部は、南アルプス最南端の象徴的な山岳地帯である。また、石灰岩地帯に自生する貴重なヤシャイノデ（シダの一種）群落地をなし、南アルプス国立公園特別保護地区及び第2種、第3種特別地域に指定されていることから、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) しらびそ峠から尾高山の一帯は、優れた景観を有し、保健休養の場となっていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 大乘坊・沢山・氏乗山地域（大乘坊、沢山、氏乗国有林）

当地域は、それぞれ中央構造線の内帯に属し、地形は、緩斜面をなし、赤石山脈の前山の伊那山脈西側に位置している2,116haの地域である。

当地域は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 陣ヶ沢・兀嶽・阿智・下条地域（陣ヶ沢・兀嶽・阿智・下条国有林）

当地域はそれぞれ中央構造線の内帯に属し、木曾山脈の南端に位置し、花崗岩を主とする地域で、地形は全般に起伏が小さいが緩斜面の少ない2,438haの地域である。

(ア) 阿智・下条国有林の大部分は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 阿智国有林の神坂峠周囲は、史跡名勝天然記念物（神坂峠祭祀遺跡）の指定があり、南アルプス等の眺望に優れて、保健休養の場となっていることから、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 陣ヶ沢・兀嶽国有林は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に類型化し、以下のとおり、機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の49%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。

(イ) 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を実施し、針葉樹・広葉樹及び深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。

(ウ) カラマツ等の育成単層林については、択伐・間伐等により育成複層林施業を実施し、積極的に広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の16%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

(ア) 周辺の森林資源の状況等から将来にわたって、人為を積極的に加えていくこ

とが適切と判断されるカラマツ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施する。また、比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。

(イ) 特定の水源の保全、景観維持等を図るため、必要な林分については、複層伐等により育成複層林施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

(ウ) 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分については、択伐により育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	3 4 , 7 2 3	1 1 , 2 5 0	4 5 , 9 7 3

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の31%）は、主に原生的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。

(イ) 自然維持タイプの森林のうち原生的な森林生態系を保護する南アルプスの光岳周辺の森林（南アルプス南部光岳森林生態系保護地域）や、八ヶ岳西岳のヤツガタケトウヒ等を保存するために必要な森林（西岳ヤツガタケトウヒ等林木遺伝資源保存林）等を引き続き保護林として管理していくこととする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の4%）は、主に森林とのふれあいを

通じた森林と人との共生を図ることなど保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

(ア) 天然生林施業を行うほか、カラマツ人工林等の有する美的景観を確保するため必要がある林分については、間伐や育成複層林施業を実施し、自然観察等に適した森林の造成や修景施業などを行うこととする。

(イ) 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる北八ヶ岳自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用の場に供する。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち、保護林	うち、レクリエーションの森			
面 積	21,321	18,442	2,974	2,702	24,295

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の0.4%）は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産することに努め、計画に沿った適切な施業を実施し、主伐実施後は公益的機能の低下を招かぬよう早期の更新と適切な施業を推進する。なお、資源の循環利用林の大半を占める分収林については分収契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	299	39	338

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

民有林との連携の強化、伊那谷流域林業活性化協議会等を通じた流域の課題やニーズの

的確な把握、「流域管理推進アクションプログラム」の着実な実施に努めつつ、林業事業体の育成にも資することとし、流域を単位として民有林、国有林が連携して森林の整備等を行う「流域管理システム」に先導的・積極的に取り組むこととする。

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市町村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 流域林業活性化協議会等の各種会議への積極的な参加により、民有林及び関係機関との連携を図る。
- ③ 民有林と国有林が連携した間伐等の施業連携に向けた取組みを推進する。
- ④ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑤ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア等と一体となった取組みを推進する。
- ⑥ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を深める。
- ⑦ 流域のニーズに応じた、技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑧ 下流部の都市部住民等国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等、森林の利用の促進や体験林業等を通じた、森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に森林吸収源対策としての間伐等については、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、

- ① 労働安全衛生の確保
 - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
 - ③ 高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
 - ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政と連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量

(単位：m³・ha)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	17,849	205,692 (2,418)	11,459	235,000

注1：()は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：h a)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	4 7	1 6 4	2 1 1

ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	下刈	つる切	除 伐
計	1 5 2	8 6 8	1 4 7

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	2	4, 6 0 0	6 3	1, 7 1 5

(5) その他必要な事項

治山事業の計画的な実施

当計画区は、「糸魚川－静岡構造線」と「中央構造線」の二大構造線が通るなど多くの断層があり、大規模な山地崩壊、地すべりが発生しやすい複雑で脆弱な地質構造となっている。このため、昭和36年の豪雨災害、大西山の大崩壊並びに昭和59年の台風災害等過去再三にわたり大規模な山地災害に見舞われ、山地と集落が近接していることから人命、財産に大きな被害を受けてきた。また近年では、平成18年7月の豪雨災害により岡谷市や辰野町などで土石流が発生し、多くの尊い人命が失われた。

このようなことから、治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくりを進めるとともに、中京圏の重要な水源地帯であることを踏まえ、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

なお、当計画区の治山事業において重要な位置を占める民有林直轄治山事業の中川、小渋川及び松川入の各地区においては、前沢川、大西山、鳶が巣等の大規模崩壊地の復旧促進、松川ダムへの土砂流入の抑止を重点とし、計画的な実施に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当該計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、レクリエーションの森の利用等入り込み者の増加と相まり、春季においては山菜取りシーズンと乾燥期が重なり山火事発生の危険が増大することから地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界管理など、境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は、当該計画区の国有林内において一部のみにとどまっているが、民有林においては拡大傾向にあることから、今後被害の拡大も懸念されるところであり、林野巡視等により早期発見に努め、発見した場合は松くい虫被害対策推進連絡協議会等の場を通じて民有林と協調しつつ、より効果的な防除等を進めることとする。

また、森林病虫害については、林野巡視等により被害の早期発見に努め、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効率的な防除等を実施することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

ア 希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。

イ 当該計画区には、本州中部の山地帯から高山帯に至る植生の典型的な垂直分布が残されている。今計画においては、絶滅危惧植物に指定されているヤツガタケトウヒとヒメバラモミの存在が確認された地区について、「尾勝谷ヤツガタケトウヒ・ヒメバラモミ植物群落保護林」など5箇所の植物群落保護林を新たに設定し、合わせて27箇所の保護林の適切な管理に努めることとする。

ウ 下諏訪町の「七島八島^{ななしまやしま}湿原植物群落保護林」における、ヒメジョオン等の帰化植物の除去対策について、専門家による植生等維持回復手法調査（除去する植物の範囲、除去回数、時期等）の結果に基づき、地元関係団体等と連携して湿原植物群落の再生に取り組むこととする。

当計画区における保護林は次のとおりである。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	1	1, 5 1 1
林木遺伝資源保存林	4	1 1 5
植物群落保護林	1 8	1 1, 3 7 1
特定地理等保護林	4	5, 4 4 5
総 数	2 7	1 8, 4 4 2

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・ 森林生態系保護地域：
森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存等
- ・ 林木遺伝資源保存林：
主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・ 植物群落保護林：
国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・ 特定地理等保護林：
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護

② 緑の回廊

ア 千曲川上流森林計画区の蓼科山から伊那谷森林計画区の編笠山までの稜線を結ぶ区域を緑の回廊として設定し、野生動物の日常行動や季節移動時の経路を確保することにより、分断された個体の交流を促し、個体群の遺伝的組成の健全化を図るとともに、植物についても、動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努めることとする。

また、隣接する民有林（山梨県有林等）において、緑の回廊八ヶ岳関係区域として連携した森林施業を行うことにより、緑の回廊の機能の充実を図ることとする。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査を行い、調査結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称		延長 (k m)	面積 (h a)
緑の回廊八ヶ岳		2 1	5 , 8 3 2
内	(伊那谷森林計画区)	—	3 , 6 7 6
訳	(千曲川上流森林計画区)	—	2 , 1 5 6

注) 内訳面積は四捨五入しているため、全体面積と一致しないことがある。

参 考) 緑の回廊八ヶ岳関係区域 (周辺民有林) : 山梨県有林外 1 , 0 3 4 h a

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等による被害防除

ア 近年、ニホンジカによる食害が顕著になっており深刻な状況となっていること、カモシカによる食害及びクマ被害も発生していることから、長野県が策定した「特定鳥獣保護管理計画」に基づく、個体数調整の実施や捕獲以外の防除対策の実施等について、県・市町村・関係行政機関等と連携を図りながら、その促進に努めるとともに、被害状況の実態把握のための巡視及び防護柵の設置など、早期発見及び適切かつ効果的な防除対策等に努めることとする。

イ 野鼠等の防除については、被害の実態把握等のための巡視や予察調査を行い、早期発見及び適切かつ効果的な防除等に努めることとする。

② ボランティア団体との連携

中央アルプス駒ヶ岳周辺における高山植物の荒廃が著しい箇所において、ボランティア団体等と木曾森林環境保全ふれあいセンターとが連携した植生再生事業に引き続き取り組むこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置付け、多様で健全な森林の整備を通じて生産されるヒノキ、カラマツ等の計画的・安定

的な供給を図ることとし、木材の搬出に当たっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの普及・推進を図ることとする。

② 木材の販売

優良材については、公売又は委託販売（素材）を原則とし、樹材種の特質などに応じて、効果的な販売を推進することとし、間伐等により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システム販売」による需要・販路の拡大を図ることとする。

注）・国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場及び素材生産を実施するもの等との相互協定を締結して、計画的に販売することにより、国有林材の需要・販路の確保・拡大と併せて地域の中核的な素材生産・素材流通、製材の担い手の育成、流域管理システムの推進等に資するシステム

（２）その他必要な事項

① 木材は、再生産可能な資源であり、他の素材と比較して製材製造時の消費エネルギーが少なく、炭素を長期間貯蔵できる素材であることから、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」、「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、木材利用促進を図るため以下の取り組みを推進することとする。

ア 県・市町村等と連携して、「木づかい運動」等国産材のPR活動を通じて、公共施設などの木造化・内装の木質化、間伐材の土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の推進について、関係機関などへ要請するとともに、国産材利用の積極的な普及・啓発に努めていくこととする。

イ 庁舎等の新改築に当たっては木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用推進に取り組むこととする。

② 森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

4 国有林野の活用に関する事項

（１）国有林野の活用の推進方針

① 当該計画区は、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス県立自然公園等森林レクリエーション資源が豊富なこと等から、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健、文化、教育的利用に資するレクリエーションの森等の活用を推進することとする。

- ② 地域の社会的、経済的状況を考慮して、公用・公共用施設への活用をはじめ地域における産業の振興、住民の福祉の向上など地域社会の活性化に資するよう、地方公共団体の要請に応じ「市町村の森」等による国有林野の活用を積極的に推進することとする。

注) ・市町村の森：

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用形態ごとの手法は以下のとおりである。

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等……………貸付
- ② 「市町村の森」……………売払い
- ③ 県道等道路用地……………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等……………所管換

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ① 「国民参加の森林づくり」を推進するため、ボランティア、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」(注1)の設定に向け市町村等を通じた各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。
- ② 地域の伝統行事・文化等の継承に貢献する「木の文化を支える森づくり」(注2)の設定を推進し、地域の協議会及びボランティア等の活動を積極的に支援することとする。

木の文化を支える森づくり

名 称	面 積 (h a)	備 考
御柱の森	3 8 3	東侯国有林 1 1 3 7、1 1 4 1 ～ 1 1 4 6、1 1 4 9、1 1 5 0、1 1 5 2、1 1 5 3 林班

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要請に応えるため、分収

林制度を活用し、特に下流域の市町村や学校等が行う分収造林や都市部企業等が「法人の森林」（注3）により社会貢献活動として行う森林づくりを積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」（注4）、林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ その際、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

遊々の森

名 称	面 積 (h a)	備 考
探 求 の 森	8	西岳国有林1328ろ林小班
多摩市民の森	19	西岳国有林1329い、と、 1330い、ろ林小班

② 森林整備等の協定の推進

森林整備や保全活動の要請に対応した企業・NPO等と森林管理署等との協定の締結等を積極的に推進することとする。

③ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

④ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO団体等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注1) ・ふれあいの森：

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締

結により、森林整備を行う制度。

注2) ・木の文化を支える森づくり：

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注3) ・法人の森林：

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注4) ・遊々の森：

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用し、地域と一体的に推進することとする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な施業を実施し、森林の多面的機能の発揮に対する地域の要請に対応するとともに、林道の併用化等による住民等の利便性の向上や蜜源となる樹種の保残を図るなどにより、地域振興の寄与に努めることとする。

(3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国有林野は、優れた自然環境を有する森林が多く、多種多様な生物が生息・生育することから、特に、希少な野生動植物種については、生息・生育状況の把握にも努めつつ、生息・生育環境の保全を図るなど、生物多様性の保全に配慮した管理経営に努めることとする。